

2020年12月22日

「さぎん家族信託サポートサービス」の取扱開始について

～大切な資産を、お客さまの想いに沿って引き継いでいただくためにサポートします～

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、高齢化、長寿化が進む現代社会において、お客さまの資産管理と円滑な資産承継をサポートすることを目的に、2021年1月25日（月）より、「さぎん家族信託サポートサービス」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

家族信託は、認知症などで判断能力が低下すること等に備え、信頼するご家族等に、金銭、不動産等の資産の管理・運用・処分等を託す制度です。（「家族信託」は、「民事信託」と表現されることもありますが、何れも同義語です。）

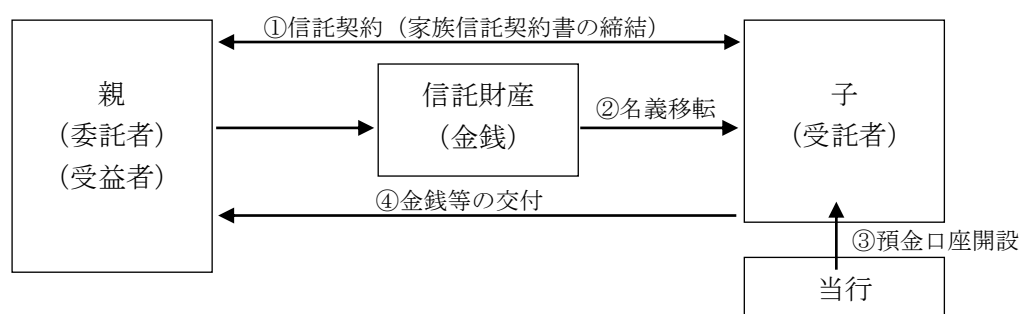
当行は、お客さまが大切な資産を安心して引き継いでいただくことができるよう、家族信託に係る信託口座の開設をはじめとするサービスを提供することで、お客さまが安心・安全に老後の生活をお過ごしいただけるようサポートいたします。

また、お客さまが家族信託に関するご相談相手をご要望の場合に対して、株式会社山田エスクロー信託（代表取締役社長 篠笛 弘一）様と提携し、同社の民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」をご紹介します、お客さまの課題解決に向き合います。

当行は、今後もお客さまの多様化するニーズに幅広くお応えしていくため、よりよいサービスを提供してまいります。

記

◆家族信託の事例（金銭の信託を行い、当行で信託口座を作成する例）



①親子間で信託契約を締結する。

※信託契約書は、お客さまが司法書士等の専門家と相談して作成されても構いませんが、家族信託組成に関して適切なご相談相手がおられない場合、株式会社山田エスクロー信託様をご紹介します（家族信託コンサルティングサービス）。

②家族信託契約書に基づき、「親（委託者）」が保有する金銭の管理を「子（受託者）」に託す。

③当行は、受託者が信託財産を分別管理するための預金口座（信託口座）を開設する。

④受託者はその金銭を管理し、「親（受益者）」の生活費や介護費等を受益者に交付する。

※家族信託契約書とは、委託者・受託者で締結する契約書であり、受益者・信託財産・信託目的等の信託の内容を定めたものです。

※信託財産は、委託者が保有する財産の一部、または全部を設定いただけます。

1. サービスの概要

(1) 信託口座の開設

家族信託契約に基づく信託口座（受託者様向け）を開設いたします。

※口座開設手数料として50,000円（税別）をいただきます。

※信託口座の開設には所定の審査があり、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。また、審査にあたっては、当行の提携先による検証も行いますため、開設までに数日間かかります。

(2) 家族信託関連融資

家族信託の受託者さま向けに、信託財産とした賃貸不動産等に関する改修工事費用等に必要となる資金のお申し出を受け付けます。

※融資審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

※融資実行にあたっては、下記の手数料をいただきます。

手数料：ご融資金額×0.5%＋10万円（税別）

(3) 家族信託コンサルティングサービス

家族信託の組成にあたり、お客さまが組成に関するご相談相手をご要望の場合、当行は、株式会社山田エスクロー信託様の民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」をご紹介します、同社に取り次ぎます。

※提携概要

提携先名	株式会社山田エスクロー信託
本社所在地	神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号横浜STビル15階
代表者	代表取締役社長 篠笛 弘一
事業内容	管理型信託事業
資本金	2億円
提携業務	民事信託コンサルティング業務「家族のバトン」
業務内容	・安全・確実な民事信託の仕組みづくりのアドバイス ・信託契約書の作成に必要な情報の提供 ・契約書のひな型の提示や文章化などの支援 等
手数料	・業務委託契約締結時 20万円（税別） ・業務完了時 60万円（税別） （上記以外にも、公正証書作成費用等のご負担がございます。）

※当行は、同社の「遺言信託業務」、「遺産整理業務」の取扱も行っております。

2. 取扱開始日

2021年1月25日（月）

以 上

本件に関するお問合せ先

営業統括部（田辺）

TEL 0952(25)4584

このまちで、あなたと



佐賀銀行